

事業所調査にご協力お願いします

雇用関係助成金の適正な制度運営と不正受給の未然防止を図るため、埼玉労働局では助成金の支給申請または計画認定申請を行った事業主に対して、下記のとおり事業所調査を実施しております。

雇用関係助成金を利用される事業主の皆様におかれては、労働局または各ハローワークによる調査へのご協力をお願いいたします。調査にご協力いただけない場合、不支給となる場合がありますのでご承知おきをお願いします。

事業所訪問

- 職員が調査のため事前予告なしに事業所を訪問し、対象労働者の雇用状況や教育訓練・休業等の実施状況を確認させていただくことがあります。
- 職員が支給前に事業所を訪問して、実地に申請内容を確認させていただくことがあります。
- 事業所訪問に当たっては、出勤簿、賃金台帳、作業日報等、実態確認に必要な書類等を拝見させていただきます。
- 代表者や事務担当者の方のほか、従業員の方にお話を伺わせていただくことがあります。

立入検査

- 埼玉労働局では、必要に応じて雇用保険法第79条（裏面参照）に基づく立入検査を実施しています。検査に当たっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類等を確認させていただきます。
- 代表者や事務担当者の方のほか、従業員の方にお話を伺わせていただくことがあります。

従業員・取引先等への調査

- 従業員の方に電話等で雇用状況等を伺うことがあります。
- 助成金の要件の確認のため必要がある場合には、取引先等に調査協力を求めることがあります。

関係書類の借り上げ

- 助成金の審査に必要がある場合には、帳簿書類等をお預かりします。
- 添付書類については、パンフレット等に記入があるもの以外でも、審査が進む段階ごとに必要な書類を提出していただきます。
- 各種助成金は国の会計検査の対象となります。検査対象となった場合は関係書類を借り上げます。

継続・追跡調査

- 支給決定後であっても、疑義が生じたときは上記調査を行います。

※各種助成金は国の会計検査の対象となるため、労働関係帳簿、会計帳簿等については最低5年間保存願います。

雇用保険法（昭和四十九年十二月二十八日法律第百十六号）

調査・報告

（報告等）

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者等若しくは「教育訓練給付対象者」を雇用し、若しくは雇用していた**事業主**又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった**団体に**対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

第七十七条 行政庁は、**被保険者**、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

（立入検査）

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

罰 則

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告せず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業給付の支給を請求するその他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告せず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

<参考> 雇用関係助成金支給要領（抜粋） 不支給要件 0302 ち

管轄労働局長が審査に必要な事項についての確認や適正支給のための調査を行う際に協力すること、確認や調査に応じなければ事実を確認することが出来ないため不支給又は支給決定取消となること、確認や調査にあたり必要に応じて従業員へのヒアリングや関係機関等（取引先、金融機関、税務署等）への照会を行う場合があり得ること、法令に義務づけられている書類の適切な保管や管轄労働局長が求める書類の提出又は提示が指定期日までに行われない場合は不支給又は支給決定取消となること。

不正受給とは

不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に抵触する行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、**故意**に各種給付金等の支給に係る申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来支給を受けることのできない各種給付金の支給を受けること又は受けようとするをいいます。

不正行為により支給を受けた場合、**支給金額の全部又は一部の返還、不正受給の日の翌日から納付の日まで年3分の割合で算定した延滞金及び返還額の2割に相当する額の合計額を支払う義務を負います。**また、以後5年間雇用保険二事業の各種給付金を受けることができなくなり、内容により、**刑事告発する**ことがあります。不正受給が発覚した場合には、原則**事業所名等が公表**されます。